知恵の樹
No. 190 2015.3.12
町田の図書館活動をすすめる会
事務局：町田市森野 3-1-12　増山方
〒194-0022　FAX　042-722-1243

教育と図書館を市民の手に取り戻すには

「第15回　子どもに豊かな育ちと読書のよろこびを学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい in 東京」に参加して

水越　規容子

上記催しは自治労連と全教が事務局で、毎年１月に開かれてすでに15回を数える。今回は、１月12日（祝）市ヶ谷の全国教育文化会館にて開催。昨年の学校図書館法一部改正を受けての午前中の全体会と、午後の３つの分科会（①今、公共図書館にもとめるものとは？　直営と指定管理者制度導入の動き、②「改正」学校図書館法が４月施行、③教育の自由と図書館の自由）があった。その第３分科会での内容をかいつまんで報告したい。

先ずは石山久男さんによる「教育委員会制度改定は何をもたらすか」との報告で、安倍政権教育再生政策の全体像と地方教育行政制度の改悪がコンパクトに語られた。安倍政権（自民党＋教育再生実行会議＋文科省）が目指すのは①教育内容の統制（すでに道徳の教科化などで明確だが）、②大企業のための効率的人材育成、③教育行政と教職員の統制で、全体としては個人の成長発達のための教育から、国家と大企業に役立つ従順な人材育成のための教育へとシフトしているのが見て取れる。一方では「生きる力」や「課題解決能力」などが大切だと言いながらも、その実「自ら考え、自ら課題を解決し、自ら発信する」主体的な人間が育っては困る、と考えているのではないだろうかと思える。特に教育委員会制度の改定は、全国一斉学力テストの拒否（犬山市）や育鵬社版公民教科書の拒否（竹富町）など、教委が住民の意思を反映しつつ教育行政を行う例があり、これでは教育行政が徹底しないという政権の不満が故だろう。

地方教育行政法の改定で、地方自治体の教育施策「大綱」は首長が定め、「総合教育会議」（首長と教委で構成）は首長が招集、教育委員長は廃止されてその役割はすべて教育長に移る、教育長を首長が任命、となった。これは首長の教育方針がそのまま学校現場や公共図書館におよぶ危険性も考えられる。しかし他方、首長と教育委員会が合意しない事項は、教育委員会は従う義務はない、最終決定機関は教育長でなく教育委員会にある、などの歯止めもある。これらの歯止めは自動的に機能するのでなく、やはり住民の運動があってこそはじめて活かされるものだ。地方自治と住民主権を守るのは、何よりも住民自身なのだとあらためて認識した。

続いては松井正英さんによる「“図書館の自由に関する宣言”を今に活かす」との報告で、歴史的ないくつかの事件などを振り返りながら、どのように「自由宣言」が作られ改訂され、今に至ったかを見た。特に考えなければならないのは、これからの学校図書館にこの「自由宣言」の意義がどのように活かされていくかだ。法律改正で今以上に学校司書の配置

は進むと考えられるものの、なんら専門性を問われない配置（町田然り）によって、「図書館の自由」という認識すら持たない人が学校図書館の選書や運営に当たる危険性をおおいに危惧する。これからのグローバルな時代を生きていく子どもたちは、私たち以上に多様な文化や歴史に触れ、理解し、意見の相違や思考の対立の中からどのようにして合意形成をしていくかの高度な術を身につけなくてはならない。そのために果たす図書館の役割はとても大きい。どうかこの法改正が、形ばかりの学校図書館の整備に役立つのではなく、真に子どもたちの豊かな学びと育ちを支えるための一歩となることを切に願う。

（会員）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

第15期図書館協議会第15回定例会

第１６回定例会　＜傍聴自由＞
2015年３月20日(金)15：00～
於：町田市民文学館

2015年２月26日(木)15時~17時　於：文学館大会議室（尾留川館長欠席、近藤副館長が報告、傍聴１名）

≪館長報告≫

１、教育委員会　定例会２月６日(金)

＊第三次町田子ども読書活動推進計画：2014年度で第二次が終了するため、策定した。

＊町田市立図書館貸出停止等事務取扱要領の制定：貸出期間を過ぎて返納しないものについて現行の行政処分から事務取扱で貸出停止にする。　2015年３月５日から施行。

２、その他

①第８回町田市子ども読書活動推進計画推進会議：１月27日(火)

第二次計画期間の取組みについてと第三次計画最終案について

②図書館リニューアルの現状について

データの移行、新しい機器での研修、予約コーナー設置工事などスケジュール通り進行中。

木曽山崎図書館についても３月５日にオープンの予定

③子ども読書活動推進計画推進会議：

図書指導員に関する部分やおはなし会のボランティア、事務取扱要領について質問が出た。

≪委員長報告≫

１、生涯学習審議会

町田の生涯学習の実態についてヒアリングした結果をまとめる討論：生涯学習のイメージを変える必要がある。生涯学習の情報を必要な人に必要な時に届けられる仕組みが必要。

２、第８回町田市子ども読書活動推進計画推進会議(1/27)の中から

私立幼稚園協会の調査報告を紹介：幼稚園での読み聞かせの頻度、誰がするか、絵本の団体購入、図書館の利用などに関してのアンケート結果

≪その他≫　地域文庫、学校支援の在り方検討（承前）

学校図書館の現状について（清水委員報告）

日本における学校図書館と学校図書館法の歴史を紹介。2015年の学校図書館法改正における学校司書の意味と町田市の学校図書館の図書指導員の現状について報告。　（以上）

指定管理者制度の困難

森下　芳則　（前 田原市立図書館館長）

森下芳則さんより指定管理制度に関する論考をご投稿いただいた。森下さんは、日野市立図書館で御活躍ののち、愛知県田原市立図書館の館長として、市民のための図書館づくりに尽力された。町田にも度々お越しなり、すすめる会のイベントにもご参加くださった。

指定管理者制度が図書館に導入されて久しいが、本制度は図書館には馴染まないとの見解が片山善博前総務大臣（平成 23 年 1 月 5 日）や日本図書館協会から出されている。その様な中、平成 27 年度より下関市立図書館が指定管理から直営に戻される予定で、その理由に「図書館についてはビジネスになじまない。お金に換算できないところに価値があるので市として責任をもって運営をやるべき」と中尾市長自ら指摘された（『山口新聞』2014 年 9 月 9 日掲載）。図書館は私たち市民が自立するために必要な社会的仕組みである。市民にとって大切な問題であるからこそ、問題点を考えるきっかけにしたい。（山口）

はじめに

委託、指定管理者制度を図書館に適用することは無理があります。それは基本的な問題で、指定管理を行いながら何らかの手段や方法によって図書館活動の発展が図られるとは思えません。委託でも直営でも、図書館の役割は資料・情報を収集し、利用者が使いやすいサービス手法によって資料・情報を提供することです。このことは図書館員にとって常識ですが、基本的なあり方を徹底し継続することはそう簡単なことではありません。それは多分、どのような仕事にも共通する悩みではないかと思います。

指定管理者制度、PFI などのアウトソーシングは、基本的なあり方を大事にしつつ、社会の変化に対応して図書館活動を継続するという運営には不向きな制度です。アウトソーシングがもたらす問題として、ひとつは変化への対応が難しいこと、もう一つは低賃金、不安定雇用によって未来につなげる人材育成ができないという問題を指摘したいと思います。

1　変化への対応（活動）

委託された図書館の活動は発注者からの仕様書と事業者の提案書に基づいて行われので、現場での業務は提案書が全てということになります。

図書館は定型的な業務を行う、静的な職場という印象があるかも知れませんが、そうではありません。提供するサービスを巡って、常に利用者と図書館員との間に対話や緊張が生まれます。感謝されることもありますし、不十分という指摘、新たな取り組みへの要望も寄せられます。図書館サービスという形で利用者に向けて投げられたボールは、利用者から返され、それに応えるボールが図書館から利用者に送られます。永続するキャッチボールに誠実に対応することで、結果として地域や出版の事情も含め、社会的な変化に対応した図書館活動を継続することができるのです。

今では信じられませんが、1970 年発行の『市民の図書館』以前には児童サービスを行わない公共図書館も珍しくなかったのです。児童に対する図書館サービスは、公共図書館ではなく学校図書館が担当すべきものと考える人たちも多かったのです。私は東京、府中市の先輩図書館員から、少しずつ児童書を増やし、児童へのサービスを充実させていった経緯を聞いたことがあります。

私たちの先人は、児童サービスやハンディキャップ、多文化、YA、行政、高齢者、起業、健康など新たな図書館サービスの対象と領域を見出してきました。また、40 年前にカナと

数字とアルファベットしか使えない初歩的なコンピュータを図書館業務に導入したのは、現場の忙しさが利用を抑制する状況を解消するためでした。これらの事は偶然ではなく、資料と情報を提供する図書館活動の当事者として、利用者の求めにこたえ、変化する状況に主体的に対応してきた歴史です。

他方、アウトソーシングという仕組みの中で図書館員に求められるのは、与えられた予算の範囲内で、提案書の通りに仕事をすることです。利用者からの要求にこたえて図書館のあり方を変えるキャッチボールは求められていませんし、権限もありません。その役割を果たすのは、指定管理者制度を選択し事業者に委託した行政・自治体です。

指定管理者制度の意義を説く高山正也氏は、この制度の問題点として次のように述べています。「サービス業務の経験を通じて獲得される能力（企画立案能力、実行能力等）をいかに発注者・行政側に帰属させるかの問題がある。このことに留意しなければ、（中略）結果として、高度なサービスや業務の安定的、継続的に提供する能力が失われることにもなりかねない。」（「市場化の時代を生き抜く図書館」より）　行政に図書館を知る人間がいなくなるので、受託企業から行政に図書館業務の内容や受託者を評価し、受託企業を選定できるようにノウハウを伝授すべきだという主張です。

ビジネスマンは取引上の利得に関わるのが仕事ですから、何らかの利益にならない限り、行政にノウハウを伝授することはないでしょう。指定管理者制度の健全な発展がビジネスの目的になるとは考えにくいですし、行政が図書館に関心を持たない方がビジネスとしては容易に利益をあげる可能性があります。結果的に、高度なサービスや業務の安定的、継続的に提供する能力が失われる可能性は高く、この点については指定管理者制度を推進する人たちの指摘通りになるでしょう。

しばらく前に、「専門定型業務・図書館の民間委託」と題した研修会の告知がありました。図書館を「定型業務」と規定することは、図書館の活動、図書館員の仕事を未来へ続く変化の中にあるものとしてではなく、現在の形で切り取ることに他なりません。時々の最先端も、すぐに古くなるという常識にあえて目を瞑っているといえます。少なくとも「定型業務」は「成長する有機体」を目指すものではありません。

PFI の仕組みが考案されたイギリスで、「選書、整理、奉仕などの専門的業務を PFI の対象とした事例は聞いたことがない」との報告があります。（須賀千絵「英国の PFI 図書館―ボーンマン市立図書館を訪ねて」みんなの図書館. 2005. 3）

日本の指定管理者制度が問題なのは、イギリスでは図書館員が行う専門的業務まで委託していることです。日本の直営で比較的規模の大きな図書館では、図書館員が行っているのは専門的業務だけになっている館が多く、イギリスの PFI と似た状況になっています。

私が前に勤務した田原市図書館でも、施設の管理にかかわる仕事のすべて（清掃、警備、植栽、害虫駆除、消防・自動ドア・空調・エレベータなどの設備機器の維持管理）、さらに図書館業務に関わる仕事の内でも、図書館システム（コンピュータ）の保守、移動図書館車の運行管理、資料整理作業、　データ作成（マーク）まで外部へ委託をしていました。

図書館職員が行っているのは、資料管理と奉仕、それらを支える仕事の三つで図書館活動の根幹にあたる部分です。①資料の選定から廃棄までの資料管理　②貸出し、レファレンス、リクエスト、児童・ティーンズ、ハンディキャップ、移動図書館などの図書館奉仕　③その他の仕事として、講演会や職場体験、庶務などです。

「資料と情報を収集し、利用者の求めにこたえて提供する」という図書館活動の根幹部分を職員が担い、図書館活動を支える間接的な

業務については民間企業に委託をしています。また、資料管理のうちでもコンピュータ上の目録作成や装備など、個々の図書館内で処理するより社会的に共有するほうが合理的と考えられる業務についても委託が進んでいます。図書館は社会教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育機関と位置付けられています。そして教育機関とは何かという説明があります。文部省初等中等教育局長回答（1957年6月11日付）です。その一部を紹介します。

『「教育機関」とは「教育、学術および文化」に関する事業、（中略）を行うことを主目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下に自らの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関である。』とされています。

図書館は、行政の一部であるとともに、教育機関としての側面があります。行政機関として事務を処理するだけでなく、教育機関としての独立性も求められているのです。

自らの意思を以て事業を継続するためには、図書館活動の根幹業務を図書館員が直接担うことが必須の条件と考えられます。図書館の委託は、教育法制の空洞化につながるのではないでしょうか。法的位置づけからも、図書館は委託にはなじまないのです。

日本におけるPFIの実例として府中市の中央図書館を紹介します。同館は、PFIによって建設された大規模図書館（6,076㎡）で、府中市の職員とTRCの職員で運営されています。事業概要によれば、府中市職員は選書、児童サービス、地域行政、レファレンス、リクエストなどに従事し、TRCの職員は、貸出しその他の直接サービスを担当します。

2012年6月に府中市図書館の副館長からPFI方式の図書館運営について、お話しを聞く機会がありました。その中で、いくつか印象に残ったことがあります。開館（2007年）後に、何か新しい取組み、サービスを始めましたかと質問しましたが、特にはないということでした。貸出点数の面では、開館3年目（通年の活動では2年目）が最大で4年目から減少し続けていること。図書館の中心的なサービスと考えるレファレンスや選書を市の職員が行っているが、TRC職員との連携が難しいこと。TRC職員は50～60名いるが正規職員は1名であること等が印象に残りました。

府中市の状況を見るにつけても、PFI、指定管理者制度などの委託が、変化に対応する図書館活動を想定したものではなく、「公の施設の設置の目的を効果的に達成する（地方自治法）」仕組みであるとは思えません。図書館の根幹業務を委託することは、実態として地方自治法の理念にも沿わない選択ではないでしょうか。　（つづく）

講演会「2014年度児童書新刊から　どの本読もうかな？！」

・３月２９日(日) 10:30～12:30　・場所：町田市立中央図書館６Ｆホール

講師：**広瀬恒子さん**（親子読書地域文庫全国連絡会代表）

＊年間3,000タイトルもの子どもの本の出版状況、
子どもたちに手渡したい旬の本、
読んでみたい本が見つかります！

・資料費：500円　・直接会場へどうぞ　・主催：町田の図書館活動をすすめる会

・問合せ：☎042-799-0467（清水）

報告　2014 年度連続講座　　町田の学校図書館を考える会

第 1 回『本の修理としおり作り』2014.10.4（土）＠文学館

解説：市川博子・谷釜房子　　参加者：11 人（会員 6 人）

①初めに、本を破損させない工夫が大切であることを話す。（子どもたちに、本を大切に扱う指導をしてほしい。特に本を濡らさない指導を―読書前は手を洗い、よく拭く・飲食をしながら読まない・ビニール袋に入れて携帯する―／指導員ができること：保護フィルムをかける・ホチキス綴じのものに糊を入れる・開き癖を付ける・綴じが緩んだ状態の時に補修をすること）

②補修の実践：1）ページが外れたとき―先が細くなった容器に入った糊で補修するとよい。ページが少ないときは、ページの方に糊を付ける。その際、細く糊を付ける部分以外を紙で覆うとよい。 2）壊れかけたノドの部分に糊を入れる―編み棒や竹串に均一に糊を付けて、ノドの溝部分に差し込んで抜く。 3）ホローバックの綴じの背が剥がれてしまったとき―封筒を使ってクータ（筒状のもの）を作り、クータの片面（のりしろが無い平らな方）を綴じに糊付けし、反対側を背に糊付けする。（背に白紙を当ててヘラや布でこする） 4）補修グッズ、筒状紙ヤスリ―ラップ等のロール芯を 10cm ぐらいの長さに切り、その周りに 150 番位の紙ヤスリを糊付けする。補修してはみ出てしまったページを削るときや、天地や小口の薄いシミや汚れを落とすのに用いるとよい。

③しおり作り：色画用紙をしおりの大きさに切り、パンチで穴をあけてリボンを通す。かわいいシールや、いらなくなった本のカタログや包装紙から切り抜いた絵を、色画用紙のしおりに貼る。

〈参加者より〉本の修理やしおり作りについてだけではなく、著作権や紙芝居、ボランティアのお母さん方との関係など様々なことが話題に上った。改めて交流会の場を設けて話し合いたいと思う。

第 2 回『図書館のきほんのき』2014.11.30（日）＠文学館

解説：水越規容子・谷釜房子・清水陽子　　参加者：10 人（会員 5 人）

①学校司書法制化と町田の現状と課題について：「学校図書館法の一部を改正する法律」が 2015 年 4 月から施行される。

1）今までの流れ―戦後アメリカの教育に感銘を受け、学校図書館法が制定されたが、「司書教諭を当分の間置かないことができる」という附則がついた、多くの課題を含んだ学校図書館法であった。1970 年代に岡山市が学校司書を採用。しかし全国には広がらなかった。1990 年代に市民団体の動きから、独自に学校司書を置く自治体が増える。1997 年に学校図書館法改正。「１２学級以上の学校に司書教諭を置かなければならない」とする。しかし、12 学級以上の学校は、全体の半分に過ぎない。2011 年に学校図書館活性化協議会が発足。2012 年に「小中学校図書館への学校司書配置」のための地方交付税措置を含む新学校図書館整備 5 カ年計画開始。2014 年 6 月、国会にて「学校図書館法一部改正案」成立。「学校司書」を 6 条に入れる。

2）学校図書館議員連盟中心に作られた『改正学校図書館法 Q&A』という冊子について―Q4 学校司書の資質：専門的資質や能力が必要と認められた一方で、非正規にここまで要求することは無理だとも考えられる。Q5 司書教諭と学校司書の関係：学校司書が非正規の場合、司書教諭は職員との連絡役という役割があるが、なかなか連携してやっていくのは難しい気がする。

Q7 委託：委託は認めないとしているが、法律的には規定はない。Q8 正規職員の明記がない：教員定数法などの他の法律も考える必要がある。Q10 学校図書館議員連盟の役割：この法律は議員立法で制定されているので、これからもその役割は大きいと考えられる。

３）町田市の状況―町田市では学校司書配置の請願が通り、この法改正もあるわけだが、それを受けての動きはまだ見えない。地方交付税の措置により、年間 35 週で計算し 175 日になった。週 4 日ないし 5 日で運用されているようだ。第三次町田市子ども読書活動推進計画では、人については研修のことしか記載がない。

②配架について：

１）小学校の配架例―基本は十進分類法。（配架図配布）4 年生以上のオリエンテーションでは、本のラベルは本の住所なので、取り出したら、元の住所に戻すことが大事であることを話す。また、十進分類法に慣れていると、全国の図書館へ行っても役に立つとも話している。分類のサインには、一言加えて分かりやすくしている。（例：519…「地球と仲良くする本」　480…「動物の好きな人に」）別置をしているところもある。（例：動物の所には、関連した読み物や飼い方なども別置。8 門の語学の所に英語で書かれたものを別置。）

２）中学校の配架例―ｉ）配架の考え方：たくさんの本を管理するためには、分類が必要であるし、たくさんの本の中から必要な本を探すためには、分類に従った配架が必要。学校図書館が図書館教育の第一歩であるので、公共図書館の分類配架を意識した配架にする。⇒NDC が基本。また、分類方針を明文化することで方針の一貫性が保たれる。配架をして、違和感がないかを常に意識することも大切。ⅱ）NDC による分類に基づく配架：NDC3 桁による分類は、本の内容による分類である。NDC に従って、単位書架ごとに左から右へ配架する。ⅲ）配架実例（別紙写真付きの資料配布）。別置が効果的なのは、同じ分類でサイズが大きいものを集めるとか、辞書など同じものが沢山ある場合はカウンターの後ろに置く等。新着図書、修学旅行などは、コーナーを作って短期間展示し、期間が過ぎたら、元の書架に戻す。絵本の配架は、タイトル別に配架している所が多いようだ。著者別に配架している図書館もある。小さいサイズの絵本は、別置した方が見やすい。＊参考として―公共図書館は、NDC 番号順の配架が原則だが、別置コーナーもある。町田市立図書館の例を提示。

〈参加者より〉配架の参考図書、配架図掲示についての質問の他、パソコンによる管理や貸出・返却の問題についても声が上がった。

（次号に続く）

報告：「藤田浩子さんに教わろう」
－読み聞かせの悩みも解決！！

主催：Ｐ－地さーくる
於：1 月 30 日（金）14 時～16 時

成瀬中央小学校の親と地域をつなぐＰ－地さーくるは年間にさまざまな催しを計画していますが、上記のイベントは「子どもゆめ基金助成活動」として実施されました。幼児教育者であり、語り手でもある藤田浩子さんは全国で引っ張りだこの人気の方で外国までも講演している 1937 年生まれの元気印。

この日は朝から雪が降り出して実に寒い日でしたが、足元が悪くてもものともせずに 67 人もの参加者で大賑わいでした。先生手作りのびゅんびゅんごまが全員にプレゼントされ、その遊びかたからおはなしは始まりました。手で回せたら両足を使って回すやり方を伝授。先生自ら靴を脱ぎ両手両足をフル回転の演技を披露してみんなを驚かせてくれました。軍手人形をつかった「カラスの親子」は同席していた子どもたちに大うけで会場は楽しい笑い声でいっぱいでした。遊びが子どもの発達にいかに大切かをさまざまな手法で伝えてくださり、2 時間はあっという間に過ぎていき充実した講演会となりました。（丸岡和代：会員）

ひろば 定例会報告 2015.1.22（木）
18 時～20 時 中央図書館ホール
出席者　久保、河合、清水、多田、清水、手嶋、丸岡、桃澤、守谷、市川、高橋、山口

１　知恵の樹について

（189 号の内容）国松さんの原稿は年末に打診があり掲載。竹信さんの連載記事は 189 号で完結。協議会、学校図書館を考える会報告掲載。

（190 号の内容）：水越さん、森下さんの記事を掲載。協議会報告。学校図書館を考える会の連続講座全３回の報告。P一地さーくる主催の藤田浩子さんの講演会について。２月は印刷室が使えないので、３月に刊行。３月 12 日に、印刷と次回の定例会。

２　講演会について

備品の申請は 16 日までなので、12 日の例会で詳細を決める。チラシは 500 部印刷。小中全校には配布済。幼稚園、保育園にも１部ずつ配布。PDF 形式にチラシの原稿を保存してあるので、各々メールなどで拡散する。子どもまつりの全体のチラシを、すすめる会で 100 部もらったので、会報と一緒に配布や図書館関係者に配布。

３　おはなし会等々について

最近のボランティアの在り方について話題に★現在、図書館のおはなし会に参加するには図書館の養成講座を受けなければならないが、講座終了後に図書館側から語り手の会等既存の組織への紹介がない。★どこかの会に入ることは、コミュニケーションの場になる。★もっと会の紹介を積極的にして、個人でやるのか、新しく会を作るのか、既存の団体に所属するのか選択肢を増やすべきである。★知恵の樹に各地域文庫やお話し会の現状の記事を載せることで知ってもらう方法もあるのでは・・・・・

４　協議会報告に関連して

地域文庫、学校支援の在り方について

★金森図書館と鶴川駅前図書館のおはなし会室が話題にあがる。★利用について、図書館側は横のつながりをしっかりしてからとあるが、図書館が開放して利用していくうちに横のつながりができるのではないかとの意見あり。★木曽山崎図書館は、他の団体が使うことがないので貸出をしている。★鶴川駅前図書館の現状について説明。通常のおはなし会でも話し声などで、一般の利用者の方から苦情がある。また、何かあったときの責任問題として、職員が立ち会う必要性があるが、人数を割けないなどの問題がある。★おはなし会 30 分程度であれば、人数を割けないのだろうか。★おはなし会を通じて、どんな会があるのか宣伝するのもいい機会になるのではないか・・・・

５　その他

★かえで文庫は、成瀬センターが工事で使えないので成瀬中央小学校で間借りして開いているが、工事が延びて中央小に延期で使えるかどうか確認。★２月例会は休止で、次回は３月の 12 日（通常と違い２週目）

＊＊編集後記＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

★図書館の HP が新しくなった。以前より使いやすくなったと感じるが、みなさんはいかがだろうか？　★マイページ機能が追加されたが、いかがだろうか？　読書記録をシステムに憶えてもらう？　それとも自分で憶えるのがよいのか？　賛否両論　★記憶に残る本と残らない本がある様に、忘れるところにアナログな人間の良さがある様にも思う。★新しいサービスも魅力的だが、図書館の基本に忠実なサービスも大切にしたい。図書館サービスは人的サービス。★今月末は「まちだとしょかんこどもまつり」！大いに盛り上がりましょう★人を大切にする町田の図書館の伝統を市民と職員が共に守り育てて次世代に伝えていきましょう。（Y）

第４回　まちだ図書館子どもまつり
３月 25 日（水）～29 日（日）

今年も、町田市立図書館全館で、おはなし会を中心に、子どもまつりが行われます。紙面の都合で、実行委員会企画の催しをお知らせします。
―全館の祭りの詳細は、チラシをご覧ください。

【中央図書館・ホール】

3/26（木）10:00～ オープニング＆おはなし会
13:30～ 科学遊び（どなたでも）
27（金）11:00～ わらべうた（お子さまとご一緒に）
14:00～ 映画「忍たま乱太郎」（100 分）
28（土）10:30～ 演劇ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ（5 才～小学生）
14:00～ 絵本で国際交流（5 か国の人達と）
29（日）10:30～ 講演「どの本読もうかな」（p5参照）
13:30～ ビブリオバトル（本の紹介：挑戦者）
15:30～ エンディング　終わりの会

【町田市民文学館】

27（金）13:30～ 春の里山ワークショップ
28（土）10:30～ ことばあそび（3歳～低学年）
29（日）「カイコと町田」/展示 10:00～お話 13:30～

【中央図書館子どもひろば】期間中展示：「町田の地名」